

### 3. 可燃性ガス災害防止関係法令（抜粋）

**法：労働安全衛生法**  
**令：労働安全衛生法施行令**  
**則：労働安全衛生規則**

事業者の講ずべき措置等

#### 法 第 20 条（機械等・爆発性の物等、電気等の危険の防止）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1. 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
2. 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
3. 電気、熱その他のエネルギーによる危険

作業方法から生ずる危険の防止

#### 法 第 21 条（危険な場所での作業に係る災害の防止）

- ① 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、労働者が墜落する恐れのある場所、土砂等が崩壊する恐れのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### 法 第 22 条（健康障害の防止）

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1. 原材料、ガス、蒸気、粉塵、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
2. 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
3. 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
4. 排気、排液又は残さい物による健康障害

#### 法 第 23 条（作業環境の保全）

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

#### 法 25 条の 2（爆発火災等の発生に伴い救護措置がとられる場合）

- ① 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。
  1. 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
  2. 労働者の救護に関し必要な事項について訓練を行うこと。
  3. 前 2 号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
- ② 前項について規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者の内から、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

#### 令 第 9 条の 2（法第 25 条の 2 第 1 項の政令で定める仕事）

法第 25 条の 2 第 1 項の政令で定める仕事は、次のとおりとする。

1. ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が 1,000m 以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが 50m 以上となる立杭（通路として用いられるものに限る。）の掘削を伴うもの。
2. 圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力 0.1  $\text{MPa}$  以上で行うこととなるもの。

### 則 第 379 条 (調査及び記録)

事業者は、ずい道等の掘削の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態をボーリングその他適当な方法により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

#### 施行通達

本条は、ガス爆発等による労働者の危険を防止するために必要な地質調査等を行わなければならないことを明らかにしたものであること。

(昭和 55. 10. 20 基発第 582 号)

### 則 第 380 条 (施行計画)

- ① 事業者は、ずい道の掘削の作業を行うときは、あらかじめ、前条の調査により知り得たところに適応する施行計画を定め、かつ、当該施行計画により行わなければならない。
- ② 前項の施行計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
  1. 掘削の方法
  2. ずい道支保工の施工、覆工の施工、湧水若しくは可燃性ガスの処理、換気又は照明を行う場合にあっては、これらの方法

### 則 第 381 条 (観察及び記録)

事業者は、ずい道等の掘削の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、毎日、掘削箇所及びその周辺の地山について、次の事項を観察し、その結果を記録しておかなければならない。

1. 地質及び地層の状態
2. 含水及び湧水の有無及び状態
3. 可燃性ガスの有無及び状態
4. 高温ガス及び蒸気の有無及び状態

### 則 第 382 条 (点検)

事業者は、ずい道の建設の作業（ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部又は当該ずい道等に近接する場所において行われるものに限る。をいう。以下同じ。）を行うときは、落盤又は肌落ちによる労働者の危険を防止するために、次の措置を講じなければならない。

1. 点検者を指名して、ずい道の内部の地山について、毎日及び中震以上の地震の後、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水及び湧水の状態の変化を点検させること。
2. 点検者を指名し、発破を行った後、当該発破を行った箇所及びその周辺の浮石及び亀裂の有無及び状態を点検させること。

### 則 第 382 条の 2 (可燃性ガスの濃度の測定等)

事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、可燃性ガスが発生するおそれのあるときには、爆発又は火災を防止するため、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び当該可燃性ガスに関し異常を認めるときに、当該可燃性ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該可燃性ガスの濃度を測定させ、その結果を記録させておかなければならない。

#### 施行通達

- (1) 「当該可燃性ガスが発生する恐れのあるとき」とは、調査等によって可燃性ガスが地山の中に存在することが認められ、かつ掘削に伴って当該可燃性ガスがずい道の内部に発生することが予想される場合をいい、現に当該可燃性ガスが発生しているときを含むものである。
- (2) 「当該可燃性ガスに関し異常を認めるとき」とは、可燃性ガスの突出があったとき、当該可燃性ガスの発生のため酸素濃度が低下すること等作業者が異常を訴えたとき、発破その他によ

り作業場所の様相が変動して可燃性ガスの発生が予想されるとき、爆発下限界の30%未満の濃度に設定した自動警報装置が作動したとき等をいうものであること。

(3) 「停滞するおそれのある場所」の主なものとしては、掘削切羽の上部及び下部、坑道の分岐箇所、その他通気の妨げになる物がある場所等があること。

### 則 第382条の3 (自動警報装置の設置等)

- ① 事業者は、前条の測定の結果、可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、必要な場所に、当該可燃性ガスの濃度の異常な上昇を早期に把握するために必要な自動警報装置を設けなければならない。
- ② 事業者は、前項の自動警報装置については、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

1. 計器の異常の有無
2. 検知部の異常の有無
3. 警報装置の作動の状態

### 施工通達

- (1) 第1項の「可燃性ガスが存在して爆発又は火災が発生するおそれがあるとき」とは、第382条の2の測定の結果、当該可燃性ガスの発生が現に認められ、かつ、地層、地質の状態等により掘削するにつれて当該可燃性ガスが爆発又は火災の危険のある濃度に達することが予想される場合をいうものである。
- (2) 第1項の「必要な場所」とは、切羽付近、当該可燃性ガスが停滞するおそれのある場所の測定の結果による当該可燃性ガスの濃度分布の状態から判断してその濃度が高くなるおそれのある場所等をいうものであること。
- (3) 第1項の「自動警報装置」とは、可燃性ガスの濃度がその設定した濃度に達したときそれ

を検知し、ブザー（ベル）、点滅灯等により自動的に警報を発する装置をいい、一般的には定置式のもが使用されるが、可搬式のもであっても、必要な場所に、定置して使用する場合には差し支えないものであること。

- (4) 第2項第1号の「計器の異常の有無」の点検は、電源スイッチ及び自動警報装置の警報作動確認装置を操作して、電源ランプの点灯の有無計器の作動状況等を目視等により点検することをいうものである。
- (5) 第2項第1号の「警報装置の異常の有無」の点検は、検知部の損傷の有無等を目視等により点検することをいうものである。
- (6) 第2項第3号の「警報装置の作動の状態」の点検は、自動警報装置の電源スイッチ及び警報作動確認装置を操作して、警報ランプ、警報音の異常の有無を目視等により点検することをいうものである。

(昭和55.10.20基発第582号)

### 則 第383条 (施工計画の変更)

事業者は、ずい道等の掘削の作業を行う場合において、第380条第1項の施工計画が第381条の規定による観察、第382条の規定による点検、第382条の2の規定による測定等により知り得た地山の状態に適応しなくなったときは、遅滞なく、当該施工計画を当該地山の状態に適応するよう変更し、かつ、変更した施工計画によって作業を行わなければならない。

### 則 第383条の2 (ずい道等の掘削等作業主任者の選任)

事業者は、令第6条第10項の2の作業については、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を終了した者のうちから、ずい道等の掘削等作業主任者を選任しなければならない。

#### 則 第384条 (落盤等による危険の防止)

事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、ずい道等の出入口付近の地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、土止め支保工を設け、防護網を張り、浮石を落す等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

#### 則 第386条 (立入禁止)

事業者は、次の箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

1. 浮石落としが行われている箇所又は当該箇所の下方で、浮石が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。
2. ずい道支保工の補強作業又は補修作業が行われている箇所で、落盤又は肌落ちにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。

#### 則 第387条 (視界の保持)

事業者は、ずい道の建設の作業を行う場合においては、ずい道等の内部における視界が排気ガス、粉じん等により著しく制限される状態にあるときは、換気を行い、水をまく等当該作業を安全に行うため必要な視界を保持するための措置を講じなければならない。

#### 則 第389条 (発火具の携帯禁止等)

事業者は、第382条の2の規定による測定の結果、可燃性ガスが存在するときは、作業の性質上やむを得ない場合を除き、火気又はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物をずい道等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨をずい道等の出入口付近の見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 施工通達

本条は、可燃性ガスによる爆発又は火災を防止するため、第382条の2の規定による測定の結果、可燃性ガスが存在するときは、原則としてマッチ、

ライター等の発火具をずい道等の内部に持ち込むことを禁止する趣旨であるが、第279条に規定する爆発又は火災が生ずるおそれのある場所以外の場所で作業の必要上行うガス溶接までも禁止するものではないこと。

(昭和55.10.20基発第582号)

#### 則 第389条の2の2 (ガス抜き等の措置)

事業者は、ずい道等の掘削の作業を行う場所において、可燃性ガスが突出するおそれのあるときは、当該可燃性ガスによる爆発又は火災を防止するため、ボーリングによるガス抜きその他可燃性ガスの突出を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### 施行通達

- (1) 「可燃性ガスが突出するおそれのあるとき」には、切羽前方地山の先進ボーリングを行うことにより測定した可燃性ガスの圧力、可燃性ガスの発生量等に著しい増加が認められたときが含まれるものであること。
- (2) 「その他可燃性ガスの突出を防止するために必要な措置」には、薬液注入により可燃性ガスを封入することが含まれるものであること。

(昭和55.10.20基発第582号)

#### 則 第261条 (通風による爆発又は火災の防止)

事業者は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性粉塵が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉塵による爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除塵等の措置を講じなければならない。

#### 則 第280条 (爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具)

(防爆構造のもの)

- ① 事業者は、第261条の場所のうち、同条の措置を講じても、なお、引火性の物蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのあ

る箇所において電気機械器具（電動器、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械器具その他の設備のうち配線及び移動電線以外の物をいう。以下同じ。）を使用するときは、当該蒸気又はガスに対してその種類に応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

- ② 労働者は、前項の箇所においては、同項の防爆構造電気機械器具以外の電気機械器具を使用してはならない。

#### 則 第284条（点検）

事業者は、第280条から第282条までの規定により、当該各条の防爆構造電気機械器具（移動式又は可搬式のものに限る。）を使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該防爆構造電気機械器具及びこれに接続する移動電線の外装並びに当該防爆構造電気機械器具と当該移動電線との接続部の状態を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

#### 則 第389条の5（消化設備）

事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、当該ずい道等の内部の火気若しくはアークを使用する場所又は配電盤、変圧器若しくは遮断器を設置する場所には、適当な箇所に、予想される火災の性状に適應する消化設備を設け、関係労働者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。

#### 則 389条の6（たて坑の建設の作業）

前3条の規定は、たて坑の建設の作業について準用する。

#### 施行通達

本条の「たて坑」には、建設工事における根切り等掘削部の断面積が、深さに比して相当程度大きいものは含まれないものであること。

#### 則 第389条7（退避）

事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、落盤、出水等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

#### 則 第389条の8（退避）

- ① 事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合であって、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値30%以上であることを認めるときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等の措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、前項の場合において、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の30%未満であることを確認するまでの間、当該ずい道等の内部に係る者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

#### 施行通達

- (1) 本条は、ずい道等の建設の作業における可燃性ガスの爆発防止対策の重要性にかんがみ第382条の規定から分離し、整備、強化したものであること。
- (2) 第1項の「安全な場所」とは、坑外の場所、通気の系統が同一でなく爆発、火災等の発生時に被害が波及しない場所などをいうものであること。

(昭和55.10.20基発第582号)

#### 則 第389条の9（警報設備等）

- ① 事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に関係労働者にこれを速やかに知らせるために次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる設備などを設け、関係労働者に対し、その設置場所を周知さ

せなければならない。

1. 出入り口から切羽までの距離（以下この項において「切羽までの距離」という。）が100mに達したとき（次号に掲げる場合を除く。）サイレン、非常ベル等の警報用の設備（以下この条において「警報設備」という。）
2. 切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び電話器等の通話装置（坑外と坑内の間において通話することができるものに限る。以下この条において「通話設備」という。）
- ② 事業者は、前項の警報設備及び通話装置については、常時有効に作動するように保持しておかななければならない。
- ③ 事業者は、第1項の警報設備及び通話装置に使用する電源については、当該電源に異常が生じた場合に、直ちに使用することができる予備電源をそなえなければならない。

#### 施行通達

- (1) 改正の要点
- (2) 第1項第1号の「出入り口から切羽までの距離」とは、労働者が坑内において作業を行うために出入りする坑口から最も離れた切羽までの距離をいうものであること。
- (3) 第1項第1号の「サイレン」には、手動式のサイレンが含まれるものであること。
- (4) 第1項第1号の「非常ベル等」の等には、携帯用拡声器が含まれるものであること。
- (5) 第1項第2号の「電話器等」の等には、トランシーバー、インターホン及び誘導無線機が含まれるものであること。
- (6) 第3項の「当該電源に異常が生じた場合」とは、停電時、電池切れ等をいうものであること。
- (7) 第3項の「予備電源」とは、停電時等において、警報設備及び通話装置の機能の保持を図るための発電機、バッテリー等をいうものであること。
- (8) 「警報設備」及び「通話装置」は作業の指示

に使用されるものであっても差し支えないものであること。なお、この場合であっても、「予備電源」と備える必要があることは当然であること。

- (9) 坑内に設置する「警報設備」及び「通話装置」については、畜光塗料を塗布した表示ラベル等を設けることによりその設置場所を明示するよう指導すること。
- (10) 第1項の「警報設備」及び「通話装置」は、可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずる恐れのある場合にあっては、防爆構造のものとする。
- (11) 第1項各号に掲げる設備等については、当該距離に到達するまでの間に出来る限り速やかに設けることが望ましいものであること。（次条の非難用器具についても同様）

(昭和55.10.20基発第582号)

#### 則 第389条の10（避難用器具）

- ① 事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に労働者を避難させるため、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる避難用器具を適当な箇所に備え、関係労働者に対し、その備え付け場所及び使用方法を周知させなければならない。
  1. 可燃性ガスが存在して、爆発又は火災が生ずる恐れのあるずい道以外のずい道等にあっては、切羽までの距離が100mに達したとき（第3号に掲げる場合を除く。）懐中電灯などの携帯用照明器具（以下この条において「携帯用照明器具」という。）その他避難に必要な器具
  2. 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずる恐れのあるずい道等にあっては、切羽までの距離が100mに達したとき（次号に掲げる場合を除く。）一酸化炭素用自己救命器等の呼吸用保護具（以下この条において「呼吸用保護具」という。）携帯用照明器具その他避難に必要な器具

3. 切羽までの距離が500mに達したとき、呼吸用保護具、携帯用照明器具その他避難に必要な器具
- ② 事業者は、前項の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者（出入口付近において作業に従事するものを除く。次項において同じ。）の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。
- ③ 事業者は、第1項の携帯用照明器具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を揃え常時有効に保持しなければならない。ただし、同項第1号の場合において、同時に就業する労働者が集団で避難するために必要な照明を確保する措置を講じているときは、この限りでない。

#### **施工通達**

- (1) 改正の要点
- (2) 第1項の「適当な場所に備え」とは、坑内において作業が行われている場所に接近し、非常の場合に、労働者が直ちに避難用器具を使用することができる箇所に備えることをいい、労働者個人に常時携帯させることを含むものであること。
- (3) 第1項第1号の「懐中電灯等」の等にはキャップランプ及びケミカルライトを含むものであること。
- (4) 第1項各号の「その他避難に必要な器具」とは、避難用はしご、ロープ等を言うものであること。
- (5) 第1項第2号の「一酸化炭素用自己救命器具等」の等には、酸素発生式自己救命器、簡易救命器、空気呼吸器及び一酸化炭素用の避難用の小型ガスマスクを含むものであること。
- (6) 第3項の「同時に就業する労働者が集団で避難するために必要な照明を確保する措置」には、単一乾電池4本以上使用の強力な「電池付携帯電灯」を坑内の各作業場所・作業単位ごとに一個以上備え付ける等の措置を含むものであること。

- (7) 第1項各号の「携帯用照明器具」については、非常の場合に点灯する非常用照明装置（電源が遮断されても、その保有するバッテリー等により、一定時間点灯を続けるもの）等を坑内に有効な照度を確保しうる程度の間隔で設けたときは、備えることを要しないものであること。
- (8) 第1項各号の「携帯用照明器具」は、可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずる恐れのある場合にあつては、防爆構造のものとすること。
- (9) 長大トンネル（1工区の長さが1,000m以上のものをいう。）の建設工事においては、非常電源を有する誘導灯を坑内の適当な場所に設けることが望ましいのでその旨の誘導を行うものとする。

(昭和 55. 10. 20 基発第 582)

#### **則 第389条の11（避難等の訓練）**

- ① 事業者は、切羽までの距離が100m（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずる恐れのあるずい道等以外のずい道等にあつては、500m）以上となるずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災などが生じたときに備えるため、関係労働者に対し、当該ずい道などの切羽までの距離が100mに達するまでの期間内に1回、及びその後1年以内毎に1回、避難及び消火の訓練（以下「避難等の訓練」という。）を行わなければならない。
- ② 事業者は、避難等の訓練を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
1. 実施年月日
  2. 訓練を受けた者の氏名
  3. 訓練の内容

#### **施行通達**

- (1) 改正の要点
- (2) 避難等の訓練については、坑内における掘削作業、覆工作業等の主要な作業が並行して開始

される時期に行われることが効果的であることから最初の訓練の時期を定めたものであること。  
(3) 避難等の訓練の実施に当たっては、隣接工区の事業者、発注機関、消防機関等の関係機関と連絡をとり避難等の訓練が安全かつ有効に行われるよう指導すること。

#### 則 第24条の3 (救護に関し必要な機械等)

① 法第25条の2第1項に規定する事業者（以下この章において「事業者」という。）は、次の各号に掲げる機械等を備え付けなければならない。ただし、メタン又は硫化水素が発生する恐れのないときは、第2号に掲げるメタン又は硫化水素に係る測定器具については、この限りでない。

1. 空気呼吸器又は酸素呼吸器（第3項において「空気呼吸器等」という。）
2. メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するため必要な測定器具。
3. 懐中電灯等の携帯用照明器具
4. 前3号に掲げるもののほか、労働者の救護に関し必要な機械等

② 事業者は、前項の機械等については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までには備え付けなければならない。

1. 令第9条の2第1号に掲げる仕事 出入り口からの距離が1,000mの場所において作業を行うこととなる時又は立杭（通路として用いられるものに限る。）の深さが50mとなる時
2. 令第9条の2第2号に掲げる仕事 ゲージ圧力が1 kg/c m<sup>2</sup>の圧気工法による作業を行うこととなる時

③ 事業者は、第1項の機械等については、常時有効に保持するとともに、空気呼吸器等については、常時清潔に保持しなければならない。

#### 施行通達

(1) 第1項第1号の「空気呼吸器」及び「酸素呼吸器」は、それぞれ JIST8155（空気呼吸器）

JISM7600（循環式酸素呼吸器）及び JISM7601（解放式酸素呼吸器）の規定に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいうものであること。

(2) 第1項第3号の「懐中電灯等」の「等」は、携帯電灯（電池付）及びキャップランプが含まれるものであること。

(3) 第1項第4号の「機械等」とは、救護に当たる労働者の、安全を確保するために必要なはしご、ロープ等をいうものであること。

(4) 第2項の「となる時」とは、作業の進捗に伴い、出入り口から切羽までの距離、立杭の深さ又はゲージ圧力がそれぞれ1,000m、50m又は1 kg/c m<sup>2</sup>に現に達するときをいうものであること。

#### 則 第24条の4 (救護に関する訓練)

① 事業者は、次に掲げる事項についての訓練を行わなければならない。

1. 前条第1項の機械等の使用方法に関すること。
2. 救急そ生の方法その他の救急処置に関すること。
3. 前2号に掲げるもののほか、安全な救護の方法に関すること。

② 事業者は、前項の訓練については、前条第2項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までには1回行わなければならない。

③ 事業者は、第1項の訓練を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

1. 実施年月日
2. 訓練を受けた者の氏名
3. 訓練の内容

#### 施行通達

(1) 第1項第2号の「救急そ生法」とは、人工そ生器の使用法、人工呼吸の方法及び心臓マッサージの方法をいうものであること。

(2) 第1項第2号の「その他の救急措置」とは、止血法、骨折部の固定法打撲、切創、火傷等に

対する応急手当をいうものであること。

(3) 第1項第3号の「安全な救護の方法」とは、具体的には、非常時の召集、救護に当たる者相互の連絡又は合図、携行品の確認、救護に係る伝達事項に対する復唱等による確認などの事項をいうものであること。

(4) 本条の救護に関する訓練にさいしては、消防機関等関係機関との連携を密にし、第389条の11に定める避難等の訓練を併せて行う等安全かつ有効に訓練を実施するよう指導すること。

(5) 本条の救護に関する訓練の内初回の訓練は、第2項に規定する時までのできるかぎり早い時期に行うことが望ましいものであること。

(昭和 55. 11. 25 基発 648 号)

#### 則 第24条の5 (救護の安全に関する規定)

事業者は、第24条の3第2項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時まで、労働者の救護の安全に関し次の事項を定めなければならない。

1. 救護に関する組織に関すること。
2. 救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。
3. 救護に関する訓練の実施に関すること。
4. 前3号に掲げるもののほか、救護の安全に関すること。

#### 施行通達

第4号の「救護の安全に関すること」とは、救護を行う際に、その従事者が心得ておかなければならない一般的留意事項等をいうものであること。

#### 則 第24条の6 (人員の確認)

事業者は、第24条の3第2項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時まで、ずい道等(ずい道及び立杭以外の杭(採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)の内部又は高圧室内(潜函工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を越える気圧下の作業

室又はシャフトの内部をいう。)において作業を行う労働者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。

#### 施行通達

「労働者の人数及び氏名を常時確認することができる措置」には、出入り口に入坑者又は入室者の名札を掲げることとする措置が含まれているものであること。